

大地震は明日起きるかも！

その時、あなたはどうしますか？

防災マニュアル



茅ヶ崎市内被害予想

火災発生約38件、全半壊家屋約1万5百棟

赤松町自治会自主防災組織

事前の準備

※茅ヶ崎に想定される地震は、阪神淡路大震災と同じ震

- 1 家屋の耐震化 → ・耐震診断（昭和56年以前に建築さ
- 2 家具の固定 → ・家具の固定器具取り付け作業・・・
- 3 防火対策 → ・消火器を1世帯に必ず1台設置（極
- 4 飲料水等の備蓄 → ・感震ブレーカーの設置（木造建物）
7日分備蓄推奨→水（1人1日2～3

大地震発生

地震発生（自助）

- 1 身の安全確保 → ・転倒する家具、落下する照明器具等
- 2 ドアの開放（避難口） → ・家に歪みが生じると、ドアや引き戸
- 3 ストープ等の消火 → ・歩ける程度に揺れが収まったなら、
- 4 火災発生したら初期消火 → ・万が一、家の中に火災が発生したなら
但し、炎が天井に届くまで大きくなった
- 5 安否確認標識を掲示 → ・安否確認標識を所定の位置に表示し、
- 6 一時避難場所へ避難 → ・災害時要援護者を支援しながら、一
域の住民の安否及び付近の被害状況

消火救助活動（共助）

- 1 火災及び救助現場の付近にいる
人達で消火及び救助を行う。 → ・近隣の住民が協力して、まず生き埋
その後で。
- 2 自主防災組織が行う消火及び
救助活動に協力する。 → ・防災リーダー・自治会役員及びケガを
急行し消火・救出活動の応援をする。

※関東大震災は、強い南西風が吹き、火

延焼で火の手が迫り来る時の避難

- 煙が来ないうちに、藤沢市
「神台公園（CX公園）」に避難 → ・風の強い日は、火の手に注意を払い、

避難生活（公助・共助）

- 1 自宅の安全を点検し避難場所の決定
 - 2 避難
 - (1) 在宅避難 → ・火災も鎮火し、揺れも収まったなら
ため、明るくなるまで避難所（小和
田小学校）で仮眠する。
 - (2) 避難所（小和田小学校）へ避難 → ・自宅に大きな損壊も無く、強い余震
が来ても倒壊の恐れが無ければ在宅避難とする。
 - (3) 親戚等遠隔地へ避難 → ・自宅が傾いている、外壁に大きなひ
び割れが有る等、強い余震に耐えられないと判断した場合は、**電気のブレーカーの「断**
難所又は被害の無かった遠方の知人宅等に避難する。
- ・避難先を決めたならば、自主防災組
連絡先を通知する。
- ・小和田小学校へはペットと一緒に避
難できません。赤羽根中学校はペット連れ避難が可能です。
- ・在宅避難の方で、備蓄の水や食料が
無くなった場合は、避難所に移動することができます。また避難所で食事だけ摂る
こともできます。

度7。同震災の死者(6432人)の75%が家屋の倒壊と家具の転倒による。

- れた家屋）→耐震補強工事・・・診断、補強工事共に補助金制度が有ります。※1
- ・無料取り付け作業（材料費は負担）※2
- 力避難経路に設置、例えば廊下や玄関）
- ・・・補助金制度が有ります。※3 生け垣の補助も有ります。※4
- （※）、食料、非常用トイレ、カセットコンロ、懐中電灯、ローソク、マッチ（ライター）

から身を守る。（テーブルの下、避難経路の廊下等）
が開かなくなる。揺れを感じたら避難経路のドア等は開放しておく。
コンロ、ストーブ、風呂等の火を消す。
ば、消火器や濡らしたタオル、シーツ等で消火する。**初期消火が最も重要！**
ならば、屋外に避難する。
電気のブレーカーを下げる。（安否確認標識は救助を必要としない人が表示します）
とき
時避難場所（次頁参照）へ一旦避難する。組長（理事）と前組長（前理事）により担当区
を確認し、自主防災組織本部（丸池）に通報する。

めになっている人の救出と、火災を街頭消火器などで消火する。自宅の後片付けは、

していない人は、自主防災組織本部（丸池）に集まり、消火・救出機材を持って現場に

事は瞬く間に燃え広がり、死者(10万5千人)の90%以上が焼死であった。

早めに藤沢市の神台公園（CX公園）に避難する。「小和田小学校ではない！」

ば自宅に戻り被害状況を確認する。但し夜間の場合は確認も難しく、かつ危険を伴う

が来ても倒壊の恐れが無ければ在宅避難とする。
び割れが有る等、強い余震に耐えられないと判断した場合は、**電気のブレーカーの「断**

難所又は被害の無かった遠方の知人宅等に避難する。
組織本部に連絡すると共に、災害ダイヤル171等を利用し家族、親戚、知人に安否と

難できません。赤羽根中学校はペット連れ避難が可能です。
無くなった場合は、避難所に移動することができます。また避難所で食事だけ摂る

赤松町に最も大きな被害を与える災害は

災害には、津波、洪水、山崩れ、地盤の液状化等ありますが、赤松町が最も警戒しなくてはならない災害は**延焼火災**です。茅ヶ崎市には、消防車も入れない細い路地の住宅密集地が幾つもあります。関東大震災の時に大火災を起こした当時の東京に酷似しています。

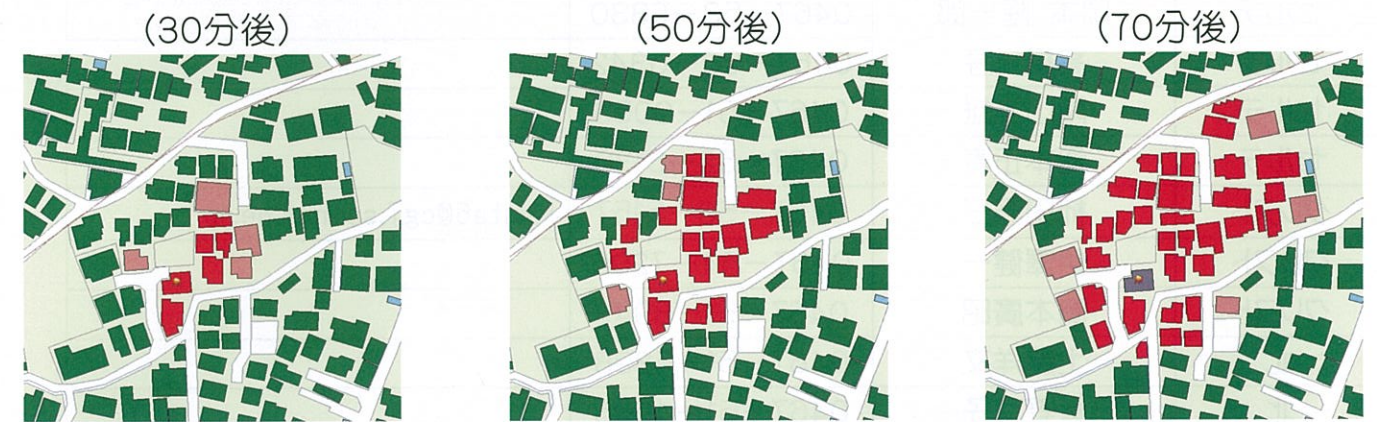
クラスター(延焼運命共同体)とは

火災が発生し、消火活動をしなないと次々に延焼し、下図のように時間の経過とともに火災自治会にまたがるセルテ、公務員住宅南側の住宅は約420戸からなる1つのクラスターです。1つのクラスターです。延焼を防ぐには、近隣の自治会と協力して対応しなければなりません。下図は、風速6mの延焼の状況を示しています。強い風が吹くと延焼速度は早くなり、風下側は広い道路を越え、さらに隣のクラスターに延焼します。



(消防研究センター提供:延焼シミュレーションソフトより作成)

は広がります。「クラスター」とは延焼する家屋のグループを言います。赤松自治会と赤松町自治会、本宿自治会、赤松町自治会にまたがるクレストと公務員住宅北側の住宅は約113戸からなる1つのクラスターです。側は広い道路を越え、さらに隣のクラスターに延焼します。



広域避難場所への避難

避難所の小和田小学校は周囲を戸建ての木造住宅に囲まれています。万が一、大規模火災が小学校に迫り来ると、右図のように熱風が小学校のほぼ全体を覆います。延焼火災からの避難は、小和田小学校(避難所)ではなく広域避難場所の**神台公園(公園)**です。

火災からの距離と人体への危険性のイメージ(風速6mの気象条件の例)



- ※1 耐震診断及び耐震補強工事の補助 (細部については、茅ヶ崎市役所 建築指導課 建築安全担当)
 - 耐震診断 :昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅に対し、診断費用9万9千円が補助されます。
 - 耐震補強工事:耐震診断により倒壊の危険性がある場合、補強設計及び補強工事にかかる費用の50%が補助されます。
 - その他 :旧耐震基準の住宅の建て替えて、次世代型住宅を建設する方、耐震シェルターを設置する方にも補助があります。
- ※2 家具転倒防止金具等の取り付け支援 (細部については、茅ヶ崎市役所 建築指導課 建築安全担当)
 - :家具の転倒防止金具を取り付けることが困難な下記の世帯を対象に、寝室や居間などの居室に設置します。
 - (1) 65歳以上の者のみの世帯 (2) 障害者のみの世帯 (3) 高齢者及び障害者のみの世帯 (4) 母子家庭の世帯
- ※3 感震ブレーカーの取り付け補助 (細部については、茅ヶ崎市役所 防災対策課にお問い合わせ下さい)
 - :感震ブレーカーの補助金は、各自主防災組織単位で申請し、器具の代金の50%が補助されます。
- ※4 生け垣の補助 (細部については、茅ヶ崎市役所 景観みどり課にお問い合わせ下さい)
 - :幅員4m以上の道路に面する所有地の境を、倒壊の恐れのあるブロック塀等から生け垣に作り替える場合は、費用の70%が補助されます。

覆います。公園)です。

お問い合わせ下さい。(電話:0467-82-1111(内線2513)) 円に対し6万6千円の市の補助が出ます。「高齢者のみ」かつ「市民税非課税」世帯は全額(9万9千円)が補助

1/2の補助が上限50万円が出ます。高齢者世帯は20万円の割り増しがあります。する方にも補助があります。

お問い合わせ下さい。(電話:0467-82-1111(内線2513))

どの家具2台まで金具代の実費のみで取り付けます。

者のみの世帯 (4) 母子家庭の世帯

お問い合わせ下さい。(電話:0467-82-1111(内線3281))

助されます。

(電話:0467-82-1111(内線2545))

垣に作り替える場合は、費用の70%が補助されます。